

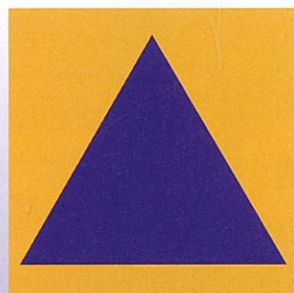
東京都国民保護計画

武力攻撃や大規模テロ等に備えて

皆さんは、「国民保護」についてご存知ですか。

国民保護とは、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。

こうした措置を実施するため、都は「東京都国民保護計画」を策定しています。



このマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用する国際的な標章です。



東京都

東京都国民保護計画とは

東京都国民保護計画は、外国からの武力攻撃や大規模テロ等に際して、都が迅速・的確に皆さんを保護するためにあらかじめ策定する計画です。

策定にあたっては、次の点に留意しました。

- ▶ 地震などの災害対策のしくみを活用する
- ▶ 大規模テロ等への対策を重視する

計画の主な内容

I 想定する事態

私たちが脅かす武力攻撃や大規模テロ等の事態を想定しました。

II 平素からの備え

都の組織・体制や避難・救援に必要な備えなどを決めました。

III 住民の避難と救援

皆さんに安全な場所へ避難していただくため、警報の通知、避難の指示、避難所での救援などの措置を決めました。

IV 被害の最小化

皆さんの生活を支える電気・ガス・水道施設などを守るため、施設の安全確保措置や消火・救助救急活動などを決めました。

V 大規模テロ等への対策

世界の大都市でテロが多発している状況を踏まえ、大規模テロ等への初動対応力の強化に重点を置きました。

I 想定する事態

攻撃の手段や規模により、次の事態を想定しました。

事態	事態類型
武力攻撃事態	① 着上陸侵攻 ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③ 弾道ミサイル攻撃 ④ 航空攻撃
大規模テロ等 (緊急対処事態)	① 危険物質を有する施設への攻撃（ガス貯蔵施設等） ② 大規模集客施設等への攻撃（駅、列車、劇場等） ③ 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等） ④ 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）

災害対策のしくみを活用

II 平素からの備え

都は、緊急時に避難や救援などの国民保護措置を実施するため、平素から次のような備えを行います。

■ 組織・体制の整備

- ◆ 職員の参集基準などを定めるとともに、24時間即応可能な体制を整備します。
- ◆ 防災行政無線やテレビ、ラジオなどを活用し、警報・避難の指示などを迅速・的確に伝える体制をつくります。
- ◆ 避難住民の移動や物資の運送を行うため、運送事業者等との連携協力関係をつくります。
- ◆ 広域的な避難などに備え、首都圏の九都県市をはじめとした広域連携を確保します。

■ 避難施設の指定

区域の人口などを考慮し、あらかじめ避難施設を指定します。

■ 物資・資材の備蓄

災害対策用の備蓄を活用します。また、新たに必要となる物資（薬剤や検知器等）を検討します。

- ライフラインや鉄道等の危機管理の強化
警察、消防と協力し、施設管理者による安全確保のための取り組みを促進します。

■ 訓練の実施

広く住民や事業者に参加を呼びかけ、区市町村、警察、消防などと連携協力し訓練を実施します。



III 住民の避難と救援

都は「東京都国民保護対策本部（本部長：知事）」を設置し、国や区市町村などの関係機関と連携協力して住民の安全確保に努めます。

警報の通知・伝達

都は、区市町村の防災行政無線やテレビ・ラジオ等を通じて、皆さんに速やかに警報を伝えます。



情報は命綱

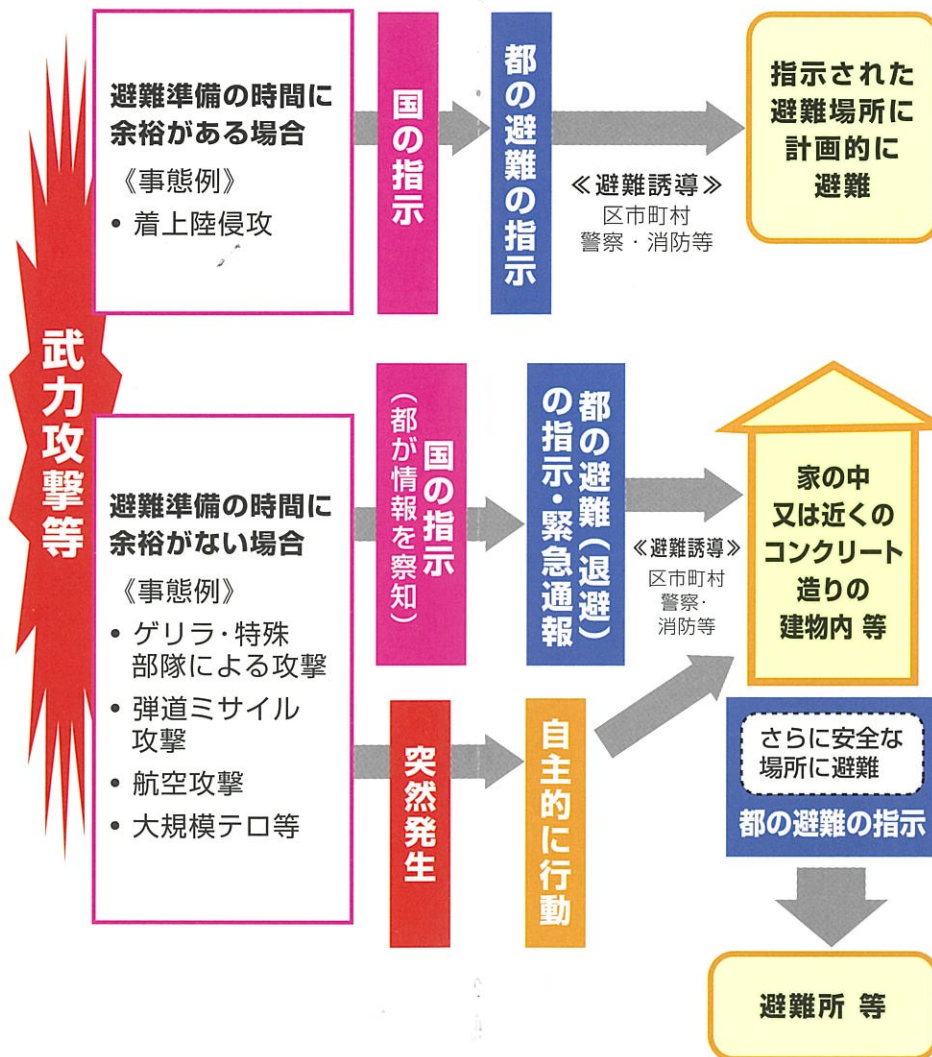
一刻を争う事態では、正確な情報が命綱です。

- 都は迅速・正確に情報を伝えるよう最大限努力します。
 - 大規模集客施設や地下街でのパニックを防止するため、施設管理者等と連携し、情報を提供します。
 - 一人暮らし高齢者など配慮が必要な方々へは、地域コミュニティなど地域住民の協力により情報を伝えます。
 - 日本語を理解できない外国人の方々へは、外国人災害時情報センターから情報を提供します。
- 皆さんは正確な情報により行動してください。
 - テレビ・ラジオに耳を傾け、落ち着いて指示に従ってください。
 - 近所で声を掛けあってください。

避難の指示

知事は区市町村長を通じて、住民に避難を指示します。指示の内容は、避難準備の時間的余裕の有無などにより異なります。

◆ 避難のイメージ



* 高齢者・障害者など配慮が必要な方々に対しては、優先的な避難、交通手段の確保などに努めます。

▶ 島しょ地域における全島避難

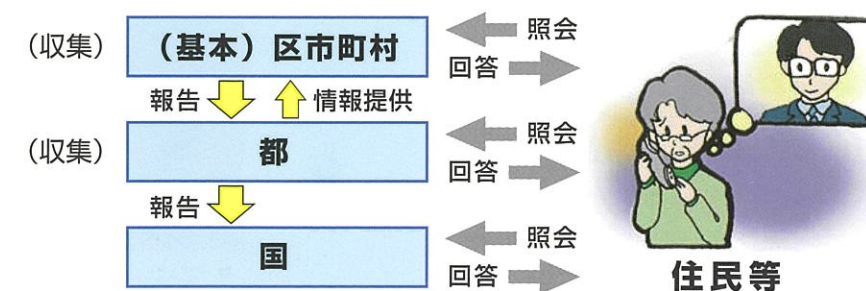
- ◆ 交通手段が制約されることを考慮し、早めに全島民を本土へ避難させることを基本とします。
- ◆ 都は、本土での生活の確保を含めた「全島避難の方針」を策定し、計画的に避難を実施します。

避難住民の救援

都と区市町村は協力し、避難所の設置、食料や水の供給、健康相談などを行います。また、安否情報を収集し、皆さんに提供します。



▶ 安否情報の収集・提供（個人情報の保護に留意）



* 外国人の安否情報は日本赤十字社も収集・提供を行います。（都は収集に協力）

* 都が行う国民保護措置の対象者は、通勤・通学者や観光で訪れている外国人などを含め、都内に居住・滞在する全ての方です。

施設の安全を確保し、被災者を救助

IV 被害の最小化

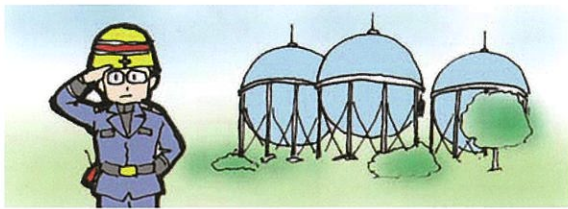
都は、国、区市町村、施設管理者などと連携協力して、武力攻撃等に伴う被害をできるだけ小さくします。



電気・ガス・水道や鉄道施設等の安全確保、警備強化、立入制限などを行います。



警戒区域設定による、区域内への立入制限及び禁止、退去命令を行います。



危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の取扱所での製造等の禁止・制限などを行います。



消火、救助及び救急の活動を行います。

世界の状況を踏まえ初動対応力を強化

V 大規模テロ等への対策

大規模テロ等に対応するため、都は平素から危機情報の収集や警戒、初動対応力の強化などに取り組みます。また、テロが発生したときは、直ちに、国、区市町村、警察・消防等関係機関と連携協力し、住民の避難や救援などを行います。

平素からの取り組み

- ◆ 危機情報の収集、警戒
常にテロの兆候や情報を把握し、必要な警戒を行います。
- ◆ テロ対応マニュアルの整備
都のテロ対応マニュアルを整備します。
- ◆ 大規模集客施設（ターミナル駅・劇場等）の初動対応力の強化
事業者等と協議し、危機管理体制や連携の強化、情報の共有化を図ります。



▲ 平成24年4月 東京スカイツリーでのテロ対処訓練

- ◆ 訓練の実施
区市町村や事業者等と連携し、テロを想定した図上訓練や実動訓練を実施します。

テロ発生時の対処

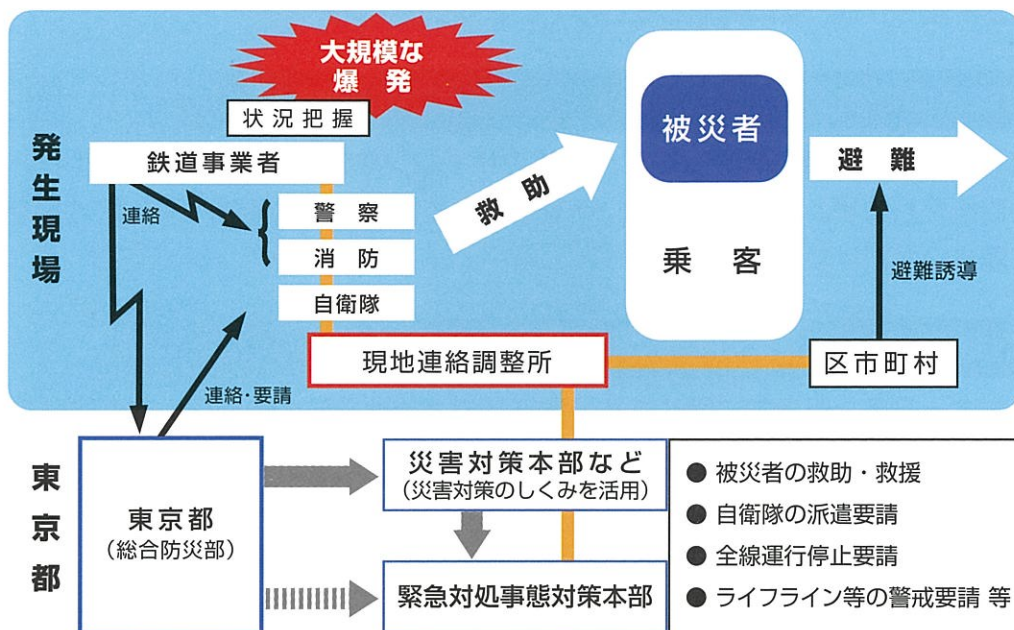
◆ 現地での連携確保

関係機関と現地連絡調整所を設置し、現地の状況に応じ迅速・的確に対処します。

◆ テロ災害の拡大防止

テロ災害の拡大を防止するため、鉄道の運行停止要請やライフライン等の警戒要請などを行います。

◆ 例：ターミナル駅での大規模爆弾テロ



国民保護には地域の協力が不可欠です

国民保護措置の実施には地域の方々の協力が欠かせません。自分自身で身を守る「自助」、地域で助け合う「共助」に基づきご協力ください。

皆さんへのお願い

- ◎ 都や区市町村が行う訓練に参加するなど、日ごろからの備えを行ってください。
- ◎ 不審者や不審物を発見したら、警察署や消防署などにすぐに通報してください。

- 避難時は、高齢者や障害者など災害時要援護者をたすけてください。
- 避難先では、都や区市町村が行う飲食料の配給などにご協力ください。

事業者の方々へのお願い

- 平素から施設の危機管理の強化に努めてください。
- 警報や避難の指示が出されたら、従業員や施設内の人々への情報伝達・避難誘導を行ってください。
- 突然、屋外で事態が起きた場合は、施設内への緊急避難にご協力ください。

国民保護措置への協力は、強制ではなく自発的意思にゆだねられるものです。協力をさせていただく場合の安全確保に、都は十分に配慮します。

国民保護Q&A

Q 区市町村はどんな対応をするのですか？

A 皆さんのお住まいの区市町村の職員などが、情報の伝達や避難誘導等を行います。区市町村も国民保護計画を作成、随時見直しを行っています。

Q 警報は鳴るのですか？

A 区市町村の防災行政無線等を通じて、警報のサイレンを鳴らし事態が迫っている（発生した）ことをお伝えします。サイレン音は、下で紹介している国民保護ポータルサイトのホームページでお聴きいただけます。

Q 家庭では何を備えたらよいですか？

A 地震に対する備えと基本的に同じです。携帯ラジオや数日分の飲食料、安否確認のための身分証（運転免許証等）など、各家庭の備えをもう一度ご確認ください。

Q 私たちの自由や権利は保障されるのですか？

A 国民保護措置の実施にあたっては、憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、制限を加える場合でも必要最小限の範囲で、公正かつ適正な手続きのもとに行います。また、土地等の使用に係る損失補償や不服申立てなど権利・利益の救済も行います。

東京都国民保護計画の閲覧場所

- 都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階北側）
- 東京都総合防災部ホームページ <http://www.bousai.metro.tokyo.jp/>

国民保護のしくみに関する詳しい情報はホームページで

- 国民保護ポータルサイト（内閣官房） <http://www.kokuminhogo.go.jp/>
- 総務省消防庁 <http://www.fdma.go.jp/>

平成26年3月発行
東京都総務局総合防災部防災管理課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
TEL 03(5388)2453
FAX 03(5388)1270

登録番号 (25) 150